

内部部局各文書管理者
各機関等主任文書管理者 殿
防衛装備庁長官官房審議官

総括文書管理者
大臣官房長
(公印省略)

行政文書ファイル等の名称に関する調査等について（通知）

標記について下記のとおり行うので、遺漏なきよう実施されたい。

記

1 概要

防衛省における行政文書ファイル管理簿について、抽象的なファイル名が登録され、国民が検索しづらい状態になっており、また、かかる抽象的なファイル名による登録が「上の指示」により行われている旨の報道（以下「今回の報道」という。）があった。

行政文書ファイル等の名称は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）及び行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において、「分かりやすい名称」を付さなければならないと規定され、防衛省行政文書管理細則（官文第4026号。23. 4. 1）においても同様に規定しているところである。

仮に、今回の報道の内容が事実であるとすれば、これらの公文書管理に関する規則に反するものであるとともに、部外者からの取材対応については、「報道機関を含めた部外者からの取材対応に関する規則等遵守の徹底等について（大臣官房広報課長事務連絡。30. 5. 8）」により、対応した内容を上司及び報道担当部署に報告等することとされているところ、かかる報告等がなされていないとすれば、当該事務連絡にも反するものであり、看過できない。

このため、公文書管理に関する規則に沿った適切な名称に改めるのは当然のこと、それが何らかの指示を踏まえて行われたものなのか事実関係を把握する必要がある。

出典：防衛省提出資料

2 調査内容等

(1) 調査内容

ア 行政文書ファイル等の名称に関する指示について

各文書管理者において、今回の報道にあるように、管下の職員の間で、抽象的なファイル名を付すようにという指示が行われた事実はあるか。

イ 取材対応に関する規則の遵守状況について

部外者からの取材対応については、上述の大臣官房広報課長事務連絡に基づき、対応した内容を上司及び報道担当部署に報告等することとされているところ、各文書管理者の管下の部署において、今回の報道に関して、取材対応したにもかかわらず、かかる報告等が行われなかった事実はあるか。

(2) 回答方法

内部部局の各文書管理者にあつては、調査の結果を総括文書管理者に文書で回答されたい。

機関等主任文書管理者にあつては、当該機関等の全ての文書管理者の報告をとりまとめの上、別紙様式により総括文書管理者に文書で回答されたい。

(3) 回答期限

5月18日（金）1500

3 行政文書ファイル等の名称の適切な設定について

行政文書ファイル等の名称が「抽象的」であるものについて、各文書管理者は、別に示す要領により、行政文書の管理に関するガイドライン等の規定に照らして適切な名称に是正し、その結果を文書により回答するものとする。

4 防衛装備庁における調査等

上記と同様に調査等を実施の上、その結果を通知されたい。